

令和7年度

文京区職員(福祉・Ⅱ類、保育士・児童指導) 募集案内

令和7年7月1日
文京区

★令和7年度から択一試験を廃止します！

これまで福祉・Ⅱ類の第一次選考は、「作文試験+択一試験」としていましたが、令和7年度から択一試験を廃止し、「作文試験のみ」とします。

筆記試験の負担が軽減され、より多くの方に受験していただきやすい形となります。
試験勉強がハードルになっていた方もぜひチャレンジしてください。

●受付期間

インターネットによる申請 令和7年7月1日(火)～令和7年8月7日(木)

●第一次選考実施日

令和7年8月24日(日)

1 職種及び採用予定数等

採用種別	採用職種・区分	採用予定数	主な勤務場所
文京区職員 (任期の定めのない常勤職員)	福祉・Ⅱ類 (保育士・児童指導)	50人程度	区立保育園、児童館、 児童相談所・一時保 護所、教育センター 等

◆ 勤務場所：敷地内禁煙（文京シビックセンター敷地内屋外に1か所喫煙所有り）

2 受験資格

下記の全ての要件を満たす方

- (1) 国籍を問わず(※1)、昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方
- (2) 地方公務員法で選考を受けること等ができないとされる方(下記参照)及び現在文京区の常勤職員(教育公務員、任期付職員(※2)及び臨時的任用職員を除く。)ではない方
- (3) 児童指導員の資格を有する方又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方(令和8年3月31日までに資格を取得し、上記の登録を受ける見込みの方を含む。)

(※1) 受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者)に掲げる在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

(※2) 「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員をいいます。

（参考）地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

3 採用予定日

令和8年4月1日

4 選考内容

(1) 第一次選考

実施日	令和7年8月24日（日）	
場所	文京区内	
選考方法	作文	600字程度1題 / 150字程度1題、計1時間
結果発表	令和7年9月下旬～10月上旬（予定） （合格者の受験番号を文京区のホームページに掲載します。）	

◆ 実施場所、集合時刻については、メールで通知します。

◆ 出題例

作文	あなたがこれまでに所属した組織・サークル・クラスなどのグループの中で、良好なコミュニケーションを図るために取り組んだことは何か、あわせて、その経験を区の職員（福祉職）としてどのように活かすか、あなたの考えを述べなさい。
----	---

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

実施日	令和7年10月中旬以降（予定）
場所	文京区役所（予定）
方法	面接

◆ 詳細は、文京区のホームページにて、第一次選考の合格発表を行う際にあわせてお知らせする予定です。

(3) 最終合格発表

第一次選考及び第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。

結果発表	令和7年10月下旬以降（予定） （合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。）
------	---

5 申込手続

インターネット（LOGO フォーム）からお申し込みください。

申込方法	下記のQRコードを読み取り、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、申込受付期間中に申請してください。  https://logoform.jp/form/6KSu/1027734 から もアクセスできます。
申込期間	上記申込期間中【期間内受信有効】

◆ インターネット（LOGO フォーム）による申込みは、申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメールが送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。

なお、システム整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

6 受験票の交付

受験票は申込締切り後、次のとおり交付します。受験票は、必ず氏名を記入し、写真を貼付の上、試験当日に持参してください。なお、受験番号については第一次選考当日に会場にてお知らせします。

受験票交付方法

メールで別途ご案内します。

指示に従って受験票をダウンロードし、印刷してください。

◆ 第一次選考の実施日の2営業日前までに受験票がメールで届かない場合、問い合わせ先に照会してください。

《試験の申込みをした人は、必ず受験してください》

本採用試験は、受験者の方の申込みによって試験の準備が進められます。これには、区民の方々に納めていただく税金が使われています。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は、必ず受験してください。

7 勤務条件

(1) 初任給 令和7年7月1日現在の初任給は、月額約237,600円です（地域手当20%を含む。）。この初任給のほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

また、職務経験等がある場合には、初任給に一定の基準により加算されます。ただし、採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その額によります。

(2) 勤務日・勤務時間

保育園	勤務日は原則、月曜日～土曜日で、4週8休制です。 勤務時間は午前7時から午後7時30分までの間で、1日7時間45分、1週間当たり平均38時間45分となります。早番・遅番があります。
児童館 育成室	勤務日は原則、月曜日～土曜日で、4週8休制です。 勤務時間は下記のとおりです。 児童館：午前9時30分から午後6時15分まで 育成室：午前10時00分から午後6時45分まで (※長期休業中は午前8時15分から午後6時45分までの間で7時間45分勤務) なお、1週間当たり平均38時間45分勤務となります。
児童相談所	勤務日は原則、月曜日～金曜日で、土日休みです(一時保護所の場合は、月曜日～日曜日で、4週8休制です)。 勤務時間は午前8時30分から午後5時45分までの間で、1日7時間45分、1週間当たり平均38時間45分となります(一時保護所の場合は、24時間体制の交代制勤務となります。なお、1週間当たりの勤務時間は同上です)。

◆上記は、原則となるため実際の勤務時間等と異なる場合があります。

◆上記以外のその他の勤務場所によっては、勤務時間等が異なる場合があります。

(3) 休暇等 年度ごとに20日の年次有給休暇のほか夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等が設けられています。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、文京区個人情報の保護に関する条例に基づき適切に管理しています。文京区では提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。

また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

9 その他

採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

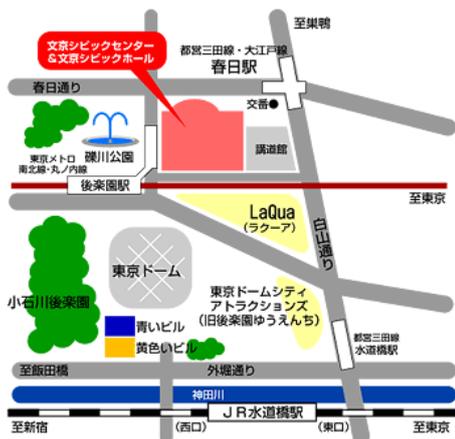
10 問い合わせ先

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

文京区総務部職員課人事係(文京シビックセンター17階)

TEL (03) 5803-1144 (ダイヤルイン)

11 文京シビックセンター(文京区役所)案内図



《交通》

- ◆東京メトロ 丸ノ内線・南北線
「後楽園駅」
5番出口直結、3番出口徒歩1分
- ◆都営地下鉄 三田線・大江戸線
「春日駅」
文京シビックセンター連絡口直結
- ◆JR 総武線
「水道橋駅」 徒歩8分